

# サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

別添1

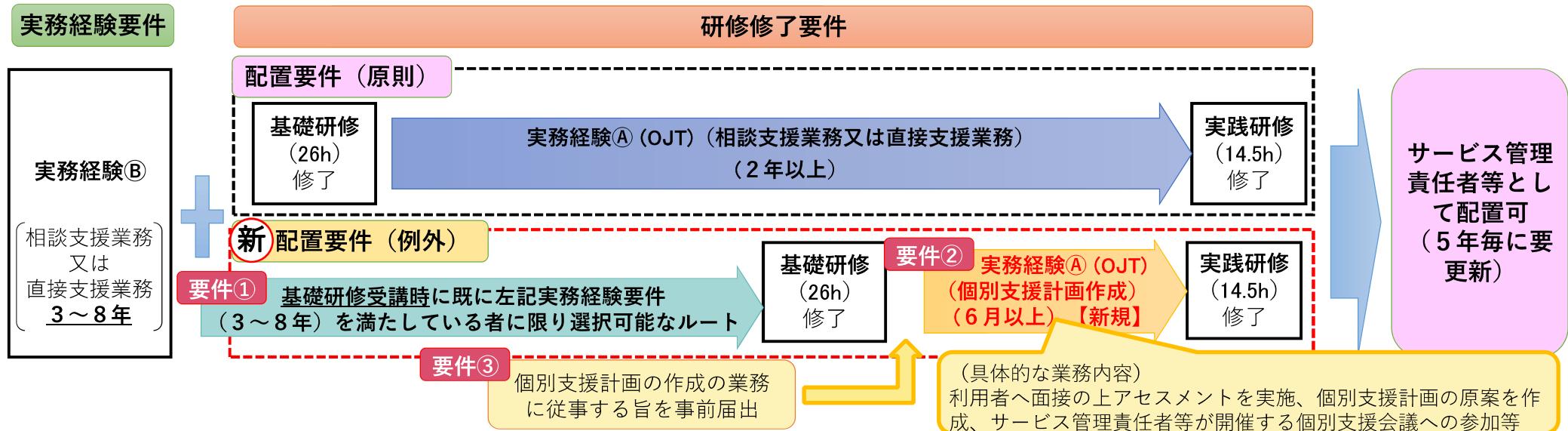
## ① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

- 現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験Ⓐ(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件Ⓑ（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）
  - サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
  - やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。
- (※) 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。
- 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。



別添2

相談支援又は直接支援の業務の  
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可  
(ただしOJT期間は2年以上必要)

はい

上記実務経験が  
**基礎研修受講日時点**で既にある

いいえ

OJT期間は2年以上必要  
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

はい

基礎研修修了後のOJTについて、  
**個別支援計画作成の一連の業務**で行う

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、  
期間は2年以上必要

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、  
**指定権者に届出**を行っている（又は予定）

いいえ

業務実施についての届出がない場合、  
OJT期間は2年以上必要

はい

基礎研修修了後のOJTについて、  
**6月以上**で可能！